

# (仮称) ニトリ仙台 DC 新築工事

## 環境影響評価方法書に対する指摘事項への対応について

令和 4 年 3 月

株式会社 ニトリ

<目次>

1. 事業計画・全般的事項.....	2
2. 大気質 .....	3
3. 騒音・振動.....	5
4. 地下水汚染・土壌汚染.....	6
5. 植物.....	7
6. 動物.....	8
7. 景観.....	11
8. 自然との触れ合い.....	12
9. 埋蔵文化財.....	13
10. 方法書からの変更点 .....	15

## 1. 事業計画・全般的事項

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	大気質、騒音・振動において、他事業との累積的影響も考慮した予測評価が行われるとの事だが、その結果、影響が大きいとか、ある一定の値を超えると予測された場合には、事業計画の時期をずらす等の対応もあるのか。	本事業と、近隣の現在計画中又は工事中の2つの大規模事業とで、工事時期や供用時期が重なる期間があり、また、これらの事業に係る工事中や供用時の車両ルートが重複する可能性があるため、累積的な影響についても予測・評価することとしている。 現時点では、事業計画の時期を変更する等の対応は考えていないが、予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境影響の低減を図っていきたい。	方法書 p4-11

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 2. 大気質

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>工事中及び供用後における資材等の運搬に係る大気質の影響に関し、計画地から西側に伸びる車両ルートが設定されているが、環境影響を受ける可能性がある「関係地域」として住宅地である白鳥2丁目が含まれるものの、同じ住宅地である隣の白鳥1丁目が含まれていない。白鳥1丁目については、仙台東部道路や高砂駅蒲生線の交差点等が近接しており、窒素酸化物のバックグラウンドが高いと考えられるため、関係地域に含め、調査すべきではないか。</p> <p>調査を実施する場合には、白鳥1丁目に自治体等モニタリングサイトがあるので当該データを活用することにより、常時自己評価が可能になるのではないかと考える。</p>	<p>方法書では、関係地域の範囲の設定にあたって、影響圏（1.5km）との重なりから白鳥2丁目のみを含めている。一方、大気環境の調査・予測地点の設定にあたっては、白鳥1・2丁目を最寄りの1つのまとまった集落とみなし、当該集落を代表する地点として、AR-3地点を設定している。</p> <p>白鳥1丁目の西端で、南北方向の幹線道路（仙台東部道路等）に極近接する場所では、ご指摘のとおり高濃度となる可能性があるが、当該場所は、現状の一般交通量が多く本事業の寄与は相対的に小さくなることから、調査・予測地点の対象とはしていない。</p> <p>しかしながら、ご指摘の白鳥1丁目の自治体等モニタリングサイト（中野測定局）のデータも活用しながら、環境影響評価を実施する。</p> <p>以上を踏まえ、ご指摘の「関係地域」については、まとまった集落としてみなが分かるよう、白鳥1丁目も関係地域に含めることとする。</p> <p>また、白鳥1丁目・2丁目の沿道を代表する地点としてAR-3地点を設定していることが分かるよう、準備書に示す。</p>	<p>方法書からの変更点1</p> <p>方法書 p2-2～p2-3、p4-8</p>
2	<p>工事中及び供用後における資材等の運搬に係る大気質の予測において窒素酸化物やPM2.5の「長期（年間）平均濃度」を算出する」とあるが、日平均値や1時間平均値などの短期濃度の評価も行い、日平均値が環境基準を超えないよう配慮すべきではないか。</p>	<p>予測評価の具体的な方法として、「道路環境影響評価の技術手法」（国土技術政策総合研究所）に示される予測手法で、年間平均値を算出し、評価にあたっては年間平均値を日平均値（年間98%値等）に換算して環境基準と比較し評価する。方法書での表現がわかりにくかったことから、表現を修正する。</p> <p>なお、方法書 p4-11 記載のとおり、</p>	<p>方法書からの変更点2</p> <p>方法書 p4-11</p>

		予測対象は窒素酸化物及び浮遊粒子状物質であり、「PM2.5」は予測対象とはしていない。	
--	--	---	--

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>「自治体等モニタリングサイト（中野測定局）のデータも活用しながら」とあるが、どのように活用する予定なのか。</p> <p>モニタリングサイトの付近が特に高濃度になると考えられるため、その地点で予測を行ってほしい。そうすれば、事後の予測結果の検証として、予測結果と測定局のデータを比較することができる。なお、現地調査地点としての追加ではなく、予測地点としての追加を求める意見である。</p>	<p>方法書で中野測定局データを既存資料調査の対象としており、現地調査結果と比較する等してデータを整理する。</p> <p>中野測定局は沿道から住宅地内に入った場所にある一般局である。沿道大気質の予測地点としては現地調査地点（AR-3）とし、住宅地内の影響を予測する地点としては、新たに予測地点（AR-4）を中野測定局に設定する。</p> <p>同局のモニタリング結果は、同地点で予測する際のバックグラウンド値として活用するとともに、ご指摘を踏まえ、工事中及び供用時における事後調査において、同地点の予測結果の検証にも活用する。</p>	<p>方法書 p4-8</p> <p>方法書からの変更点 8</p>

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 3. 騒音・振動

#### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

#### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	方法書 p4-16 他で、交通量の現地調査が「秋季の1日」となっているが、複数日の実施をお願いしたい。理由として、現地調査は、コンテナターミナルの入出庫車両（トレーラー）の影響を大きく受けられると思われる。高砂コンテナターミナルでのコンテナの取扱量は日変動が大きく、ひと月の中でも日差が10倍近く開くときもある。日によって荷役時刻も大きく異なり、早朝から22時過ぎまで稼働しているときもあれば、午後の数時間だけ、という日もある。調査する「1日」がどのような日になるか分からないので、複数日の実施を検討して頂きたい。	ご指摘を踏まえ、車両走行に係る大気質、騒音、振動の予測にあたっては、日変動を把握するための連続した複数日（1週間程度）にわたる交通量調査を行う。地点はコンテナターミナルの影響が相対的に大きいと予想される臨港道路蒲生幹線上の地点（SR-1）を予定する。	方法書からの変更点3 方法書 p4-15 p4-22

#### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

#### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 4. 地下水汚染・土壌汚染

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	色々な運搬車両が出入りすることから、オイル等の有害物質の漏洩による地下水汚染や土壌汚染の程度について確認すべきかと思う。	<p>地下水汚染・土壌汚染について、計画地内にインタンク（給油施設）を設置する可能性があるため、方法書の環境影響要因として「有害物質の使用」（水質/地下水汚染/土壌汚染）を選定し、「1.14 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項」において漏洩防止のための措置（適切な設計施工）を記載しており、準備書では配慮事項の内容をより具体化していく予定である。</p> <p>工事用車両や資材運搬車両の走行時に関しては、適正な車両メンテナンスを行っていれば漏洩事故の確率は極めて小さいと考えられるため、オイル漏れに限らず、車両の適正なメンテナンスを工事中・供用時を通じて行っていく。また、土壌汚染を引き起こすような製品の輸送は現時点で想定していない。</p> <p>ただし、インタンクを設置する場合、給油作業中の漏洩事故や、施設腐食漏れに起因する漏洩事故があり得るため、ご指摘を踏まえて配慮事項の記載（作業マニュアル作成、給油施設の定期点検等）を充実する。</p>	<p>方法書からの変更点4</p> <p>方法書 p1-16</p>

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	事業者の見解	備考
-	(なし)		

### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 5. 植物

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	「1.9 緑化及び景観計画」で、「蒲生干潟等の周辺の自然環境や計画地の植生の現状も踏まえた樹種の選定等、生物多様性に配慮した緑地創出を行う」との記載があるが、計画地は造成地であり、そこに存在する植物は、外来の草本や、空き地に見られるような種ではないかと想像する。生物多様性を計画地に作るというよりは、むしろ、外来種や蒲生干潟に悪影響を与える種を使用せず、種が飛んでいかなないなど計画地内だけでとどめられる種を選定すべきではないか。	緑化計画については、今後具体的に検討していく段階であり、ご指摘の観点も踏まえ、慎重に検討していく。例えば、外来種を導入しない、蒲生干潟を含む周辺地域に現存する種や個体群との交雑リスクが大きいものを用いない等、生態系への配慮の観点をもって緑化計画を検討し、具体的な内容については準備書で示す。	方法書 p1-10

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 6. 動物

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	動物において、L1、L2、L3のラインで調査するとあるが、種毎の個体数や位置も調査し、マッピング等するのか。	ライン調査では、鳥類・哺乳類を主な対象としており、種毎の個体数や、位置、飛翔ルート等も確認し、その結果をマッピング等で分かりやすく準備書に示す予定である。昆虫については、道中で昆虫を確認した場合、可能な限り採取し、種毎の個体数を記録する。 なお、方法書のライン調査地点の表中の「動物、昆虫、鳥類」の記載は「哺乳類、昆虫、鳥類」の誤記であり、準備書で修正する。	方法書 p4-30
2	「1.14 環境影響評価の実施に当たっての配慮事項」の動物の項において、「車両の走行経路を蒲生干潟に近接しないよう設定する等の配慮を行う」旨が書かれているが、道路面上を歩いて移動するような鳥（シロドリ等）もいるので、車両の走行速度を小さくする等の配慮も必要である。	ご指摘の内容や、今後の鳥類に係る調査・予測結果も踏まえながら、路面を歩く鳥類等に配慮して車両の走行速度を落とす等の具体的な環境保全措置を検討し、その内容を準備書で示す。また、示した環境保全措置については、工事中や操業時における配慮として施工業者・出入り業者にも留意事項として伝達し、その旨も準備書に記載する。	方法書からの変更点5
3	「1.8 施設配置計画」に掲載されるイメージパースで描かれる太陽光パネルについて、鳥類が水面と間違えて衝突したり、渡ってくる鳥が止まったりする可能性がある。また、鳥の糞が付着することで発電効率に影響することもあるので、これらの影響についても調べていただきたい。 また、影響が大きいようであれば、太陽光パネルの設置を取りやめることも含め検討していただきたい。	方法書では、太陽光パネルの反射光による鳥類への影響についても調査・予測・評価することとしている。ご指摘の衝突可能性に関する知見も調査した上で、影響評価を行い、その結果を踏まえ、鳥類への影響のない機器選定や設置方法で対応可能か等を検討していく。 なお、糞の付着については、定期的な清掃メンテナンスで対応できると考える。	方法書 p1-9、 p4-32
4	蒲生干潟は渡り鳥の飛来地として知られている場所であるため、十分な配慮をお願いする。		
5	「1.14 環境影響評価の実施に当	調査・予測結果を踏まえ、準備書に	方法書



	<p>たつての配慮事項」の工事中の動物への配慮として、「夜間作業を行わない」とあるが、供用後についても、動物に対する光の影響について配慮していただきたい。</p>	<p>において供用時の配慮事項や環境保全対策を追加検討していく。</p>	<p>p1-16</p>
--	---	--------------------------------------	--------------

2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>蒲生干潟は、水鳥の貴重な生息地であり、蒲生を守る会や蒲生干潟自然再生協議会なども設立されているため、蒲生干潟を保護している市民への十分な対応と配慮が必要である。そのため、太陽光パネルの鳥類への影響の調査は非常に重要であるが、調査範囲が曖昧である。上空を飛行する鳥類の視野に入れば、近づいてくる可能性があるため、科学的かつ定量的に広く調査範囲を定め、鳥類の利用状況の調査を行うことを求める。また、周囲の他の建物での太陽光パネルの有無や、その影響の有無についても、調査されると望ましい。</p>	<p>動物の調査範囲は、直接的な影響範囲（計画地から200m）に加えて、特に鳥類について、蒲生干潟や七北田川が重要な生息地であることを踏まえ、蒲生干潟や七北田川の利用状況や計画地付近との往来についても把握できる調査範囲・地点とした。</p> <p>鳥類への太陽光パネルの影響（知覚や行動）については未解明な部分が多く、調査範囲の科学的根拠を示すことが困難であるため、調査地点から視認できる範囲を可能な限り広く把握する。具体的には、A1（蒲生干潟）・A2（七北田川河口）に加え、防潮堤上の見通しがきく場所に定点（鳥類調査定点P1）を設定しており、また、計画地北側（50～100m）に隣接する建物屋上には太陽光パネル（50m四方）が設置されているため、当該建物及びその周辺の上空も含めて調査する。また、上記の隣接パネルも含め、計画地周辺における太陽光パネルの分布を航空写真等から把握する。計画地に隣接するパネルについては、建物所有者等への簡単なヒアリング（過去の衝突事例、糞等の状況）を試みる。これらの情報と現地調査結果を照らし合わせて、太陽パネルの影響に関する予測・評価を行う。</p>	<p>方法書からの変更点6</p>

3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>車両走行による動物への影響として、ロードキルの発生をどう確認するのか。</p> <p>また、車両の走行速度を抑えるために、道路や敷地内の駐車場でっぱりをつくる等、物理的な措置もしてもらいたい。</p>	<p>ロードキルについては、現地調査での生息状況確認結果（位置等）や生態的特性を踏まえロードキルの可能性を定性的に予測する。また、工事中や供用時のドライバーへの注意喚起による配慮を第一に考えている。具体的には、ロードキル発生防止の意識向上とあわせ、一般道における法定速度遵守、敷地内の原則徐行の励行を指導する。また、ロードキルが発生した場合は、ドライバーに位置及び可能な範囲で対象動物の報告を求め、行政所管課への通報、事業者内での記録・共有を行う。ご指摘の車両走行速度を抑えるための物理的な措置については、一般道では対応が困難であるため、ロードキルの発生状況を踏まえ、敷地内で実施可能な対策を検討する。</p> <p>また、敷地内においては、動物を誘引するようなもの（例えば、餌となりうる生ゴミ等）を屋外に放置しないよう、周知徹底を図る。</p>	<p>方法書からの変更点6</p>
2	<p>鳥類への影響については、近隣に太陽光パネルがあったということなので、そのヒアリングをしっかりと行っていただきたい。</p>	<p>計画地周辺における太陽光パネルの分布を航空写真等から把握するとともに、近隣で太陽光パネルを設置する建物の所有者へのヒアリング（過去の衝突事例、糞等の状況）を行うこととする。</p>	

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 7. 景観

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	方法書 p219 の「図 4.2-4 調査地点（景観）」にある「④なかの伝承の丘」は、p217 の「表 4.2-42 調査地点（景観：景観資源）」では記載がみられないが、調査地点に含めなくてもよいのか。	「なかの伝承の丘」は、方法書では主要な眺望点として位置づけており、現地調査を行うこととしていたが、ご指摘を踏まえ、景観資源としても調査対象に位置づける。	方法書からの変更点7

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	景観への影響においては、調査地点を「景観資源」と「眺望地点」の2つに分類しているが、これらの調査内容や調査方法の違い、また、どういった観点で区別しているのか。	「景観資源」は、山や海岸、歴史・文化的な建造物等、景観を構成する要素であり、それ自体が見られる対象として重要なものである。「眺望地点」は、山頂や展望台、不特定多数が利用するレクリエーション施設等、眺望利用がある場所を指す。景観資源でありかつ眺望地点となりうる場所（本事業では蒲生干潟、貞山運河等）もあるが、上記のとおり区別し、選定している。 調査内容・方法については、いずれも文献調査及び現地調査で、景観資源及び眺望地点の特性、分布状況や計画地との位置関係等を確認する点は共通しているが、眺望地点については、当該地点からの眺望の現況を把握し、フォトモンタージュを用いて見え方の変化を予測・評価するため、眺望景観を写真撮影する等の点が異なっている。	

### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 8. 自然との触れ合い

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 9. 埋蔵文化財

### 1) 第1回審査会（R3/11/9）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>計画地内及び周辺の埋蔵文化財について、現在は計画地周辺に人の居住はないものの、かつて住んでいた方々の記憶に残っているものであり、仙台市民にとっても歴史的に重要な地域であることを念頭に置いて、事業計画を策定していただきたい。</p> <p>また、出土物についてはただ陳列するような展示方法ではなく、発掘部分をそのまま展示する等の方法を検討願いたい。</p>	<p>発掘調査は今後、環境影響評価手続きと並行して進めていくことになり、現段階では、発掘調査で何がどれくらい出土するかが不明であり、出土品の状況に応じて保管方法等も変わるため、仙台市の文化財所管部署をはじめとする関係者と調整しながら、また説明会等の機会を通じて出された関心のある市民のご意見も踏まえながら、保存・活用の具体的方法の検討を進めていく。</p>	
2	<p>埋蔵文化財については、市民の関心も高いので、関係機関と調整の上、定期的に発掘状況について情報発信するなど、市民に納得してもらえる事業にしていきたい。</p>	<p>市民への情報発信については、仙台市の文化財所管部署と適宜調整しながら、当該部署が実施する情報発信の取組への協力等を含めて、具体的方法を今後検討していく。</p>	

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>方法書 p3-87 の埋蔵文化財について、今後の発掘状況および埋め戻しなどによる埋設保存の状況に関わるが、新築の基礎工事（供用後も）の影響で地下水脈などが変わり、埋蔵物の質的な悪影響がないかどうか、の検討は必要でないか。</p>	<p>方法書より、近隣の地下水観測地点（仙台港観測井）の地下水位は標高1m前後で推移しており、計画地の標高は約4mであるため、地下水位は地表面下3m前後にあると推測される。</p> <p>工事中の掘削や供用後の基礎による影響について、掘削深度は1~2m程度（ただし、倉庫棟南側の一角、埋蔵文化財エリアの外側に、エレベータ機械格納用に最大で4m程度を掘削）を予定しているが、地下水面下に設置される基礎・構造物は限定的であり、これらが面的に地下水流動を大きく阻害するような状況ではない。</p> <p>なお、基礎の位置・形状を具体的に検討する中で、地下水を面的に遮る状況にないことを確認し、必要に応じてその結果を準備書で示す等していく。</p>	<p>方法書 p3-49</p>

3) 第2回審査会（R4/1/6）での指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

4) 第2回審査会後の文書による指摘事項とその対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
-	(なし)		

## 10. 方法書からの変更点

### 1) 方法書からの変更点 1（関係地域）

※「白鳥1丁目」を追加した。

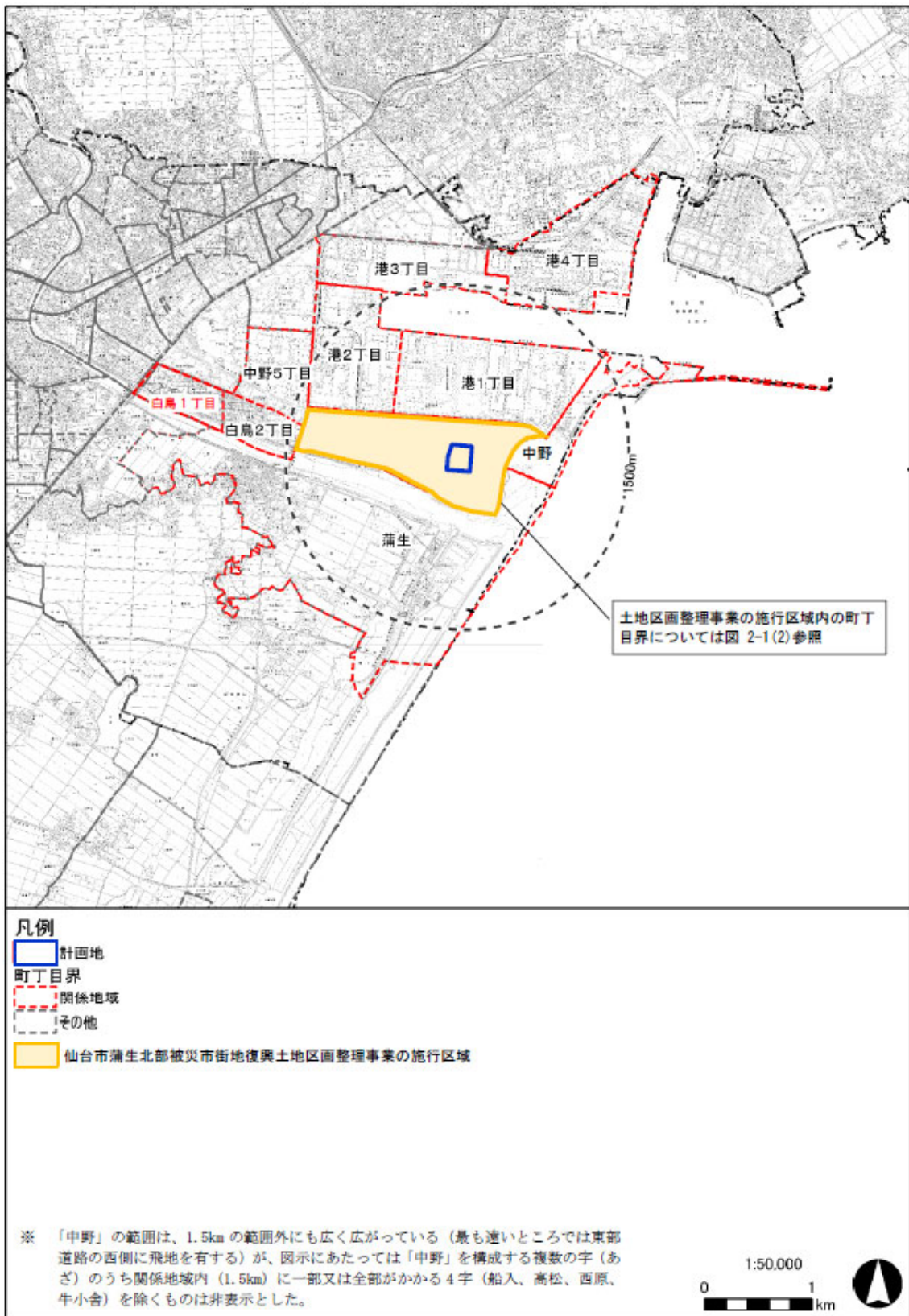


図 2-1(1) 関係地域の範囲

※赤字は方法書からの変更点である。

表 2-2 関係地域の住所

No.	住所（大字又は町丁目）	No.	住所（大字又は町丁目）
1	宮城野区蒲生 <sup>※1</sup>	8	宮城野区中野 5 丁目
2	宮城野区蒲生 1 丁目	9	宮城野区港 1 丁目
3	宮城野区蒲生 2 丁目	10	宮城野区港 2 丁目
4	宮城野区蒲生 3 丁目	11	宮城野区港 3 丁目
5	宮城野区蒲生 4 丁目	12	宮城野区港 4 丁目
6	宮城野区蒲生 5 丁目	13	宮城野区白鳥 2 丁目
7	宮城野区中野 <sup>※1</sup>	14	宮城野区白鳥 1 丁目

※1 土地区画整理事業施行区域内に含まれる旧字を除く範囲である。また、「中野」については構成する字のうち 1.5km 範囲外の字も除いた範囲である。

2) 方法書からの変更点 2（大気質の予測）

※赤字は方法書からの変更点である。

※「供用による影響（資材・製品・人等の運搬・輸送）」でも同じ変更を加えている。

表 4.2-5 予測内容及び予測方法（大気質：工事中の資材等の運搬による影響）

予測内容	予測方法
資材等の運搬に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される工事用車両の台数から、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量を算出し、大気拡散式（有風時：プルームモデル、無風時：パフモデル）等により濃度の年間平均値及び日平均値（年間 98% 値等<sup>※1</sup>）を算出する。</li> <li>計画地南側に隣接して立地する「杜の都バイオマス発電事業」、及び計画地北側約 2km に立地する「仙台港バイオマスパワー発電所建設計画」と工事時期が重複<sup>※2</sup>することから、これら他事業との累積的な影響についても予測<sup>※3</sup>する。</li> </ul>

※1 「年間 98% 値等」は、「道路環境影響評価の技術手法」（国土技術政策総合研究所）で示される手法を用いて、年間平均値より求める。なお、環境基準との比較に用いる指標は年間 98% 値等となる。

※2 工事時期の重複状況は表 4.2-6 のとおり。

※3 他事業の寄与濃度を本事業の予測結果に加算する等の方法を想定する。



3) 方法書からの変更点 3 (交通量)

※赤字は方法書からの変更点である。

※振動についても同様の修正を行っている (同じであるため省略)

表 4.2-13 現地調査方法 (騒音)

項目	調査方法
①騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)及びJIS Z 8731:1999「環境騒音の表示・測定方法」に準じる測定方法とする。
②交通量等	交通量等の調査方法のうち、車種別交通量は、カメラで自動車台数を車種別にカウントし、1時間毎に記録する方法とする。走行速度は、予め設定した区間の距離について、カメラ映像等により車両が通過する時間を計測する。道路構造は、調査地点の道路横断面を簡易的に測量して記録する。また、交通量の日変動状況も補足的に把握する※。
③その他	現地踏査により周辺の状況を確認する。

※ 仙台塩釜港(仙台港区)高砂コンテナターミナルとの往来車両が多いと予想される臨港道路は、荷揚げの日変動を受け、日変動の程度を把握するため、臨港道路上の地点(SR-1)で、複数日(1週間程度)の交通量調査を行う。

4) 方法書からの変更点 4 (地下水汚染・土壌汚染)

※赤字は方法書からの変更点である。修正項目のみ抽出。

1.14.2 水の汚れ・地下水汚染等

○供用時(施設の稼働、有害物質の使用)

- ✓ 計画地内に給油施設を設置する可能性があるが、設置する場合、油分が外部へ漏出し公共用水域や地下水系へ流出・浸透しないように、当該施設を適切に設計施工→運用する。運用にあたっては、給油作業中の漏洩事故、施設の老朽化・腐食等による漏洩事故等が生じないように、作業マニュアルの作成・遵守、給油施設の定期点検等、漏洩防止対策を行う。

5) 方法書からの変更点 5 (動物 / ロードキル)

※赤字は方法書からの追加である。追加項目のみ抽出。

1. 14. 6 動物

○工事中

- ✓ 道路が蒲生干潟等の動物の重要な生息地に近いことから、車両走行時は、道路上を移動する動物の存在に注意し、ロードキル（轢死）を防止するための措置（速度低下等）をとる。

○供用時

- ✓ 道路が蒲生干潟等の動物の重要な生息地に近いことから、車両走行時は、道路上を移動する動物の存在に注意し、ロードキル（轢死）を防止するための措置（速度低下等）をとる。

6) 方法書からの変更点 6 (動物 / 太陽光パネル、ロードキル)

※赤字は方法書からの変更点である。

表 4. 2-37 予測内容及び予測方法 (動物：存在・供用による影響)

予測内容	予測方法
①動物相及び注目すべき種の消滅の有無や変化の程度	・計画建築物の規模や外観、事業施設の稼働状況、製品等の運搬等に係る事業計画を基に、予想される生息環境（土地利用、植生等）の変化 <sup>※1</sup> を踏まえ、動物相及び注目すべき種の消滅の有無や変化の程度 <sup>※2</sup> を予測する。
②施設の稼働等に伴う騒音による動物への影響 <sup>※2</sup>	・現況調査結果（動物・騒音）と、計画建築物で想定される騒音源の位置・種類等から、施設の稼働等による騒音の影響を予測する。
③太陽光パネルの反射光による鳥類への影響 <sup>※2</sup>	・現況調査結果（鳥類）、計画地周辺における太陽光パネルの分布状況や衝突事故等の発生状況 <sup>※3</sup> 、計画建築物に設置される太陽光パネルの位置・規模等から、建築物上空及び周辺の鳥類の利用状況の変化の程度を予測する。

※1 環境変化の程度を把握するため、他の評価項目の予測結果（例：事業関係車両に係る大気質・騒音等）も活用。

※2 事業関係車両が集中すると考えられる計画地内及び周辺におけるロードキルの影響を含む。

※3 ②及び③は、概念上は①に含まれるが、現況と比べた時の大きな環境変化要因と考えられることから、別途項目立てしたものである。準備書において別項目立てとするかどうかは調査・予測結果を踏まえて検討する。

※4 航空写真等から計画地周辺の太陽光パネルの分布状況を把握することに加え、太陽光パネルを設置する建物の所有者等に対してヒアリング（過去に衝突等が起きたかどうか等）を試みることで、予測の検討に活用する。

※太陽光パネルをもつ建物の位置を明示した。

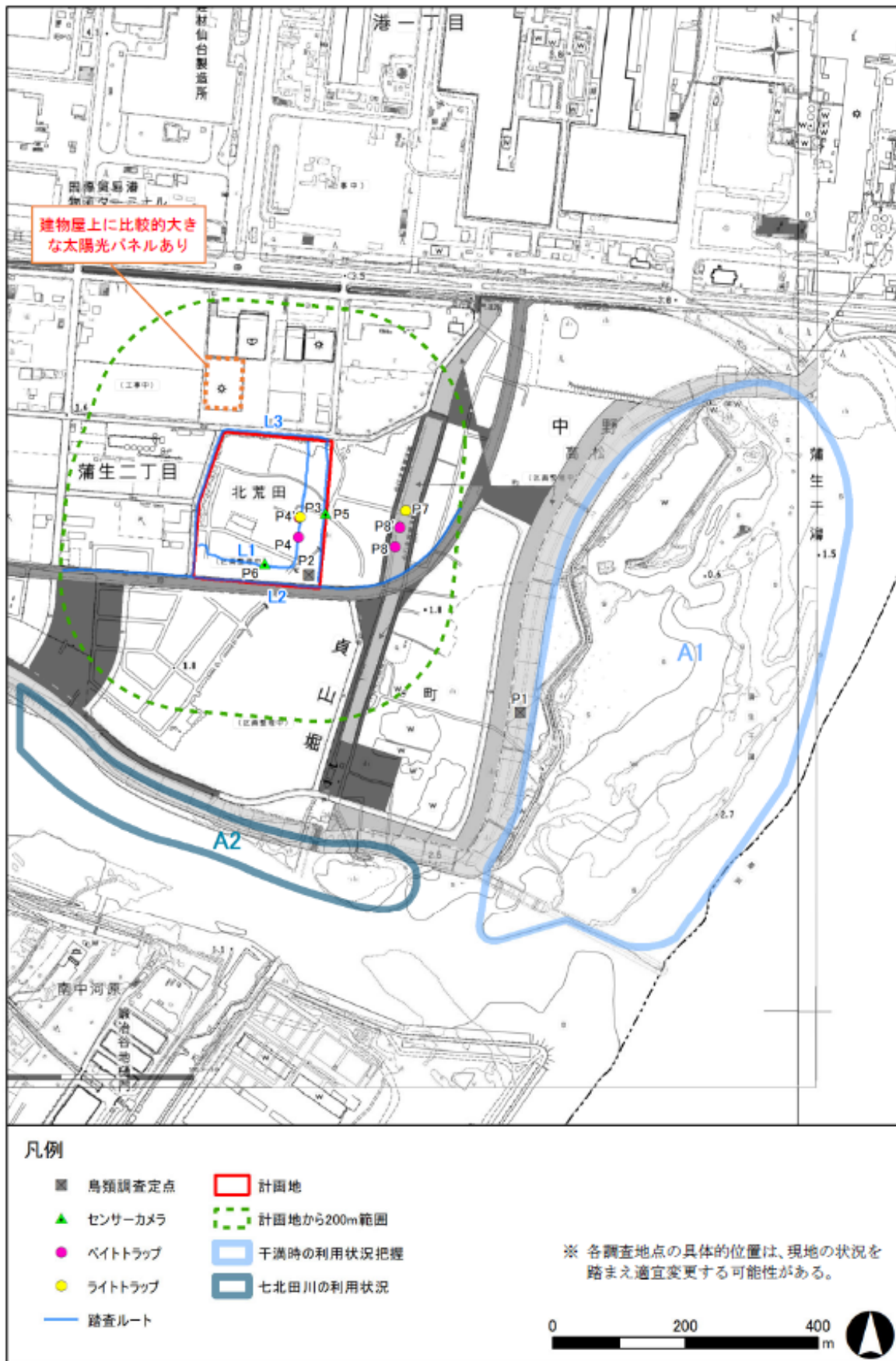


図 4.2-3 調査地点 (動物)

7) 方法書からの変更点7（景観）

※赤字は方法書からの変更点である。本文は該当する箇所のみ抽出。

現地調査地点は、表 4.2 42、表 4.2 43、図 4.2 4 に示すとおりである。景観資源については 13 地点、主要な眺望点については 8 地点を候補とする。

表 4.2-42 調査地点（景観：景観資源）

No.	名称	区分		計画地からの距離	計画地の視認性※
		自然的 景観資源	文化的 景観資源		
1	蒲生干潟	○		約 0.4km	○
2	長浜	○		約 0.6km	○
3	仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）	○		約 0.4km	○
4	大沼	○		約 4km	○
5	貞山運河（貞山堀）	○	○	約 0.6km	○
6	日和山	○		約 0.4km	×
7	なかの伝承の丘		○	約 0.3km	○
8	高砂神社		○	約 0.5km	△
9	大和神社		○	約 1.2km	△
10	天照大神宮（神明社）		○	約 1.5km	×
11	吉窪神社		○	約 2.1km	×
12	照徳寺		○	約 2.1km	×
13	震災遺構仙台市立荒浜小学校		○	約 4km	△

※ 「計画地の視認性」は、既存資料及び事前の現地概査等から判定した。また、視認性及び地点特性を踏まえ、景観資源周辺からの眺めが眺望点となるものについては主要な眺望点（表 4.2-43）としても整理している。

×：近隣の地物（建物・樹林・防潮堤・等）による介在により、計画地が不可視と考えられる。

△：礼拝時の方角が計画地方向とは異なること、或いは近隣の地物（建物・樹林・フェンス等）の介在により可視範囲が狭められることから、視覚的な影響が小さいと考えられる。

○：計画地が視認されると考えられる。

8) 方法書からの変更点 8 (大気質)

※赤字は方法書からの変更点である。

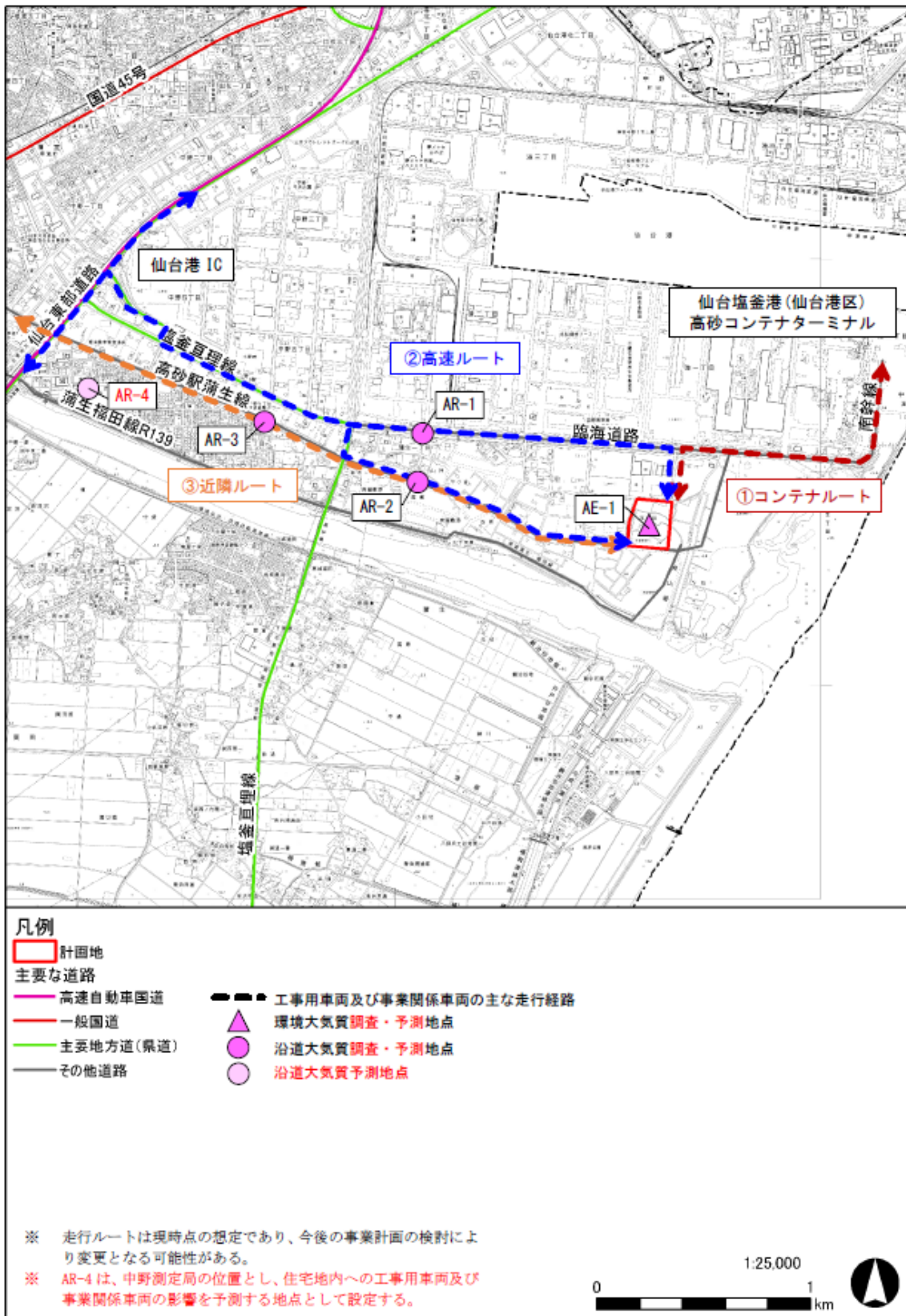


図 4.2-1 調査予測地点 (大気質)

※赤字は方法書からの変更点である。

※「供用による影響（資材・製品・人等の運搬・輸送）」でも同じ変更を加えている。

b) 予測地域等

予測地点は、現地調査地点のうち、工事用車両の主要な走行経路上の3地点（AR-1、AR-2、AR-3）及び住宅地内の1地点（AR-4）とする。予測高さは、地上1.5mを基本とする。